

別表第1（第5条関係）

屋外広告物禁止地域

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
高速自動車国道中央自動車道西宮線	諏訪市の区域が存する左記の道路の区間	両側各500メートル以内
県道050号線（諏訪辰野線）の一部	諏訪市高島3丁目1201番80地先から諏訪市大字豊田3101番33地先	ヨットハーバー入口から新川橋に向かって右側諏訪湖岸まで
県道016号線（岡谷茅野線）	諏訪市大字豊田3010番34地先から諏訪市大字豊田3101番5地先まで	新川橋から岡谷市境に向かって右側諏訪湖岸まで
市道21001号線	諏訪市湖岸通り1丁目208番217地先から諏訪市高島3丁目1201番80地先まで	下諏訪町境からヨットハーバー入口に向かって右側諏訪湖岸まで

別表第2（第10条関係）

屋外広告物許可地域

接続する道路等		範囲
種類及び名称	区間	
中央本線	諏訪市道44104号線との交差点（諏訪市四賀2926番9先）から諏訪市道1-2号線との交差点（諏訪市清水3丁目3806番2地先）まで	北小路踏切から上諏訪駅に向かって左側400メートル以内及び右側100メートル以内
高速自動車国道中央自動車道西宮線	左記の道路の両側各1,000メートル以内に諏訪市の区域が存する左記の道路の区間	両側各1,000メートル以内
一般国道20号	茅野市との境界（諏訪市四賀2705番3地先）から下諏訪町との境界（諏訪市湖岸通り1丁目10番1地先）まで 及び茅野市との境界（諏訪市沖田町8番86地先）から諏訪市大字四賀2331番2地先まで	両側各30メートル以内
県道016号線（岡谷茅野線）	諏訪市大字湖南1180番1地先から諏訪市大字豊田2414番19地先及び諏訪市大字豊田3010番34地先から諏訪市大字豊田3101番5地先まで	両側各30メートル以内

県道050号線（諏訪辰野線）	諏訪市高島1丁目2908番14地先から諏訪市大字豊田2414番19地先まで	両側各30メートル以内
県道183号線（神宮寺諏訪線）	諏訪市中洲714番4地先から諏訪市四賀766番1地先まで	両側各30メートル以内
県道487号線（諏訪湖四賀線）	諏訪市大字四賀2331番2地先から諏訪市渋崎1792番257地先まで	両側各30メートル以内
市道1-02号線（横湾線）の一部	諏訪市清水1丁目4093番地先から諏訪市上川3丁目2218番2地先まで	両側各30メートル以内
市道1-05号線（新川線）	諏訪市大字湖南1580番6地先から諏訪市大字湖南1180番1地先まで	両側各30メートル以内
市道1-09号線（並木通り線）	諏訪市諏訪1丁目864番43地先から諏訪市高島1丁目2910番23地先	両側各30メートル以内
市道1-15号線（本丸線）	諏訪市高島1丁目1239番1地先から諏訪市高島1丁目2908番14地先まで	両側各30メートル以内
市道1-16号線（湖岸武津線）	諏訪市高島4丁目1499番3地先から諏訪市大字四賀79番1地先まで	両側各30メートル以内
市道21001号線（湖岸線）	諏訪市湖岸通り1丁目208番217地先から諏訪市高島3丁目1201番80地先まで	下諏訪町境からヨットハーバー入口に向かって左側（市街側）30メートル以内
市道23255号線	諏訪市高島4丁目1502番1地先から諏訪市大字豊田2414番10地先まで	両側各30メートル以内

別表第3（第10条関係）

屋外広告物許可地域

地域又は場所の種類	地区の名称	範囲
景観重点整備地区（諏訪市 景観条例第4条第2項第1 号に規定する地区）	上諏訪駅周辺地区	地区全域
	諏訪湖畔地区	地区全域
	諏訪大社上社周辺地区	地区全域

別表第4（第10条関係）

屋外広告物許可地域における許可の基準

区分			基準	
			許可地域全域	自然公園法(昭和32年法律第161号)若しくは長野県立自然公園条例(昭和35年長野県条例第22号)に規定する自然公園の区域又は諏訪市自然環境保護条例(昭和49年諏訪市条例第17号)に規定する自然環境保護調整地区
1敷地内の総表示面積			200平方メートル以下	当該許可地域の基準のほか、次に掲げるもの
建築物を利用した広告物等	屋上広告物	本体の高さ	13メートル以下	1 地色の彩度8以下 2 次に掲げるものは使用しないこと。 (1) 反射光のある素材 (2) 動光、点滅照明、ネオン・サインその他これらに類するもの
		建築物の高さに対する本体の高さの割合	建築物の高さの10分の6以下	
		その他	建築物から横にはみ出さないこと。	
	壁面広告物	表示面積	合計が広告物を表示する壁面の面積の10分の4以下	
		その他	取り付け壁面の外郭線からはみ出さないこと。	
	袖看板	下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上	
		壁面からの出幅	1.5メートル以下	

		道路上の出幅	1.0メートル以下
		その他	壁面の上端を越えないこと。
地上に設置する 広告物等		高さ	13メートル以下
		表示面積	合計50平方メートル以下であって、かつ、1の面が30平方メートル以下
		その他	1 自己用広告物であって、光源を用いる広告物等については、動光、点滅照明、ネオン・サインその他これらに類するものを使用する部分の面積が30平方メートル以下で、1の面が15平方メートル以下であること。 2 自己用広告物以外の広告物等は、動光、点滅照明、ネオン・サインその他これらに類するものを使用しないこと。
そ の 他 の 広 告 物 等	広告幕	表示面積	30平方メートル以下
	アドバルーン	大きさ	幅1.5メートル以下、縦13メートル以下
		地上からの高さ	気球上端まで40メートル以下
	はり紙、はり札等	表示面積	1.0平方メートル以下
		その他	同一のものを2枚以上続けて張り付け、又はつり下げないこと。
	広告旗	大きさ	幅0.6メートル以下、縦1.8メートル以下
		地上からの高さ	上端まで3.0メートル以下
	立看板等	表示面積	合計2.0平方メートル以下であって、かつ、片面が1.0平方メートル以下
		地上からの高さ	上端まで2.0メートル以下
	つり下げ看板	表示面積	合計40平方メートル以下
		下端の高さ	道路から4.7メートル以上。ただし、歩道の場合にあっては、2.5メートル以上